社会福祉法人会計基準検討会(第5回)

令和2年1月28日

参考資料1

# 成果物 1 「社会福祉法人の事業展開にかかるガイドライン(仮称)」(法人経営層向け)

「社会福祉法人の事業展開にかかるガイドライン(仮称)」のアウトラインは以下の通りとしてはどうか。

#### 1. 社会福祉法人を取り巻く現状

- 社会福祉法人制度の歴史
- ・ 2000年の社会保障基礎構造改革移行の状況
- ・ 社会福祉法人の現状

#### 2. 2040年を見据えた社会福祉法人の課題

- ・ 人口構造の変化(増加が緩やかになる高齢者と減少が加速化する生産年齢人口)
- ・ 福祉ニーズの複雑化、多様化
- ・ 今後の社会福祉法人の課題

### 3. 社会福祉法人の事業展開スキームの概要

- · 法人間連携
- ・合併
- · 事業譲渡等

# 4. 社会福祉法人の経営者の事業展開にかかる意識調査結果(アンケート結果)

# 5. 社会福祉法人の事業展開の意義と効果

- 事業展開の総括的な意義・効果
- ・ 法人、利用者、職員、地域住民からみた合併・事業譲渡等の効果と留意点

# 6. 合併・事業譲渡等の検討の視点と留意点

- 検討の視点
- 合併、事業譲渡等を行うに当たっての制度上の留意点

# 成果物 2 「合併、事業譲渡等におけるマニュアル(仮称)」(実務担当者向け)

「合併、事業譲渡等におけるマニュアル(仮称)」のアウトラインは以下の通りとしてはどうか。

#### 1. 本マニュアルのねらい

# 2. 合併・事業譲渡等の検討のポイント

- 合併・事業譲渡等の目的の明確化
- ・ 合併・事業譲渡等の相手となる法人の評価
- 財務諸表の分析
- ・ 将来事業計画の作成

## 3. 社会福祉法人における合併・事業譲渡等の実態と実務上の課題(アンケート結果)

- ・ 合併・事業譲渡の経緯・目的
- ・ 合併・事業譲渡の各手続きにおける課題等の解決方法
- 合併・事業譲渡の効果と今後に向けた課題

## 4. 社会福祉法人における合併の手引きと留意事項

- 吸収合併
- 新設合併
  - ※ 事前協議、理事会等議決、合併協議会、合併契約、役員選任、定款変更、所轄庁への申請、債権者保護手続き、登記、利用者や利用者家族、 地域への説明、職員処遇、規程・システム整備などについて手続きと留意事項を記載

# 5. 社会福祉法人における事業譲渡等の手引きと留意事項

- 事業譲渡の手続きの全体像
- 各手続きと留意事項の解説
  - ※ 合併と同様に各手続きについて記載

# ガイドライン、マニュアルに明記すべき合併における留意点

### 〇行政への相談

検討段階のうちから、法人所轄庁、事業所管課など各手続きの担当部署に対し、事前相談、報告を行う

### 〇合併時における財産の取扱

【土地】・寄附に係る非課税承認の届け出(租税特措法)

【建物】・国庫補助金に係る財産処分申請(補助金適化法)

・寄附に係る非課税承認の届け出(租税特措法)

#### 〇法人外流出の防止

営利法人で言うところの「合併交付金」の禁止 廃止法人の役員の報酬に対する適法手続の徹底

- 〇利用者等への事前説明と理解の醸成
- 〇職員への事前説明・了解

各種労働法の遵守

- 〇地域住民への事前説明
- 〇その他の手続

(例:特別養護老人ホームの場合の各種手続)

区分	項目	備考
社会福祉法上の合併手 続	・吸収合併 ・新設合併	
社会福祉法人	・社会福祉施設の廃止届(社会福祉法) ・定款変更申請(社会福祉法)	
事業	・指定介護老人福祉施設の廃止の届出(介護保険法) ・特別養護老人ホームの廃止の認可(老人福祉法)	
000	・〇〇〇(〇〇法)	

# ガイドライン、マニュアルに明記すべき事業譲渡等における留意点

〇行政への相談

検討段階のうちから、法人所轄庁、事業所管課など各手続きの担当部署に対し、事前相談、報告を行う

○譲り渡す事業が譲受法人で継続可能かどうか事前確認

社会福祉事業は、事業によって経営主体が定められている。 ⇒ 事業所管課に要事前相談

例:特別養護老人ホーム → 第一種社会福祉事業として、国、地方公共団体、社会福祉法人が経営することが原則 老人デイサービス → 第二種社会福祉事業として位置付け。介護保険法上では、指定事業者は法人格を有していることが条件とされており、社会福祉法人のほか、 NPO法人、一般社団法人、株式会社、合同会社などが可能

#### 〇法人外流出の防止

譲り渡し価格が法人外流出にならないよう、客観的に説明できる必要

- 〇利用者等への事前説明と理解の醸成
- ○職員への事前説明・了解

各種労働法の遵守

- 〇地域住民への事前説明
- 〇その他の手続

事業譲渡等に関する固有の手続きはなく、譲り渡し側法人が当該事業の「廃止」に関する手続きのほか、関連する各種手続きを行う必要がある。 (譲り受け法人側は「新規」等の手続きを行う必要がある)

(例:特別養護老人ホームの場合の各種手続)

区分	項目	備考
事業	・指定介護老人福祉施設の廃止の届出(介護保険法) ・特別養護老人ホームの廃止の認可(老人福祉法)	
利用者	・継続的なサービス提供のための便宜供与義務(介護保険法)	
建物・設備	・国庫補助金に係る財産処分申請(補助金適化法) ・寄附に係る非課税承認の取消手続(租税特措法)	有償の場合は要返還 廃止扱いとなり要納税
土地	・寄附に係る非課税承認の取消手続(租税特措法)	廃止扱いとなり要納税
社会福祉法人	・社会福祉施設の廃止届(社会福祉法) ・定款変更申請(社会福祉法)	
000	・〇〇〇(〇〇法)	